

運輸安全マネジメントに関する取組について

三岐鉄道株式会社 自動車部

三岐鉄道においては、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、以下のとおり全社員が一体となって、安全輸送に取り組んでおります。

安全報告書

●2022年度の取組みについて（2022年4月～2023年3月31日）

1. 輸送の安全に関する基本方針

安全の確保は全てにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかを監視し、安全性の向上を追求します。

そのために、わたしたちは、「安全の確保」「法令・規則の遵守」「信頼と快適」を使命とし、社会に貢献するため、以下の事項に全力で取り組みます。

- (1) 安全の確保はすべてにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかどうかを監視し、安全の向上に努めます。
- (2) 法令、規則の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件です。安全規範に従い責任を持って職務を遂行し、安全最優先を徹底します。
- (3) 常に安全意識を高く持ち、危険要因の排除に努め、必要に応じて改善処置又は予防措置を講じます。
- (4) 安全に関する教育及び研修並びに訓練に関する具体的な計画を策定します。
- (5) 事故、災害が発生した場合は、人命救助を最優先に行動し、速やかに定められた連絡体制に基づき、被害の拡大を防止及び早期回復を図ります。
- (6) 安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 2022年度の取組みの結果

(1) 輸送の安全に関する目標

	重大事故	交通事故	内訳
	結果	結果	
2021年度	0件	3件	対物接触事故
2022年度	0件	4件	人身・対物接触事故

(2) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ① 輸送の安全に関する組織図（別紙）
- ② 事故、災害に関する報告系統図（別紙）

(3) 輸送の安全に関する重点施策

安全統括管理者を委員長とする部内運行助役以上で構成される管理者会議を毎月1回開催し、事故防止対策、重点目標を策定します。その重点目標を基本として、運行管理者会議を毎月1回開催し、各営業所に徹底を図ります。また、添乗指導、乗務員研修会、整備講習会、個人面談、外部講習、内部監査を通じて安全教育を行い輸送の安全の徹底を図ります。

なお、緊急性のある事項については、都度会議を開催し対策を図ります。

(管理者会議の状況)

目標「安全 安心 快適」良い習慣は良い結果を生む

① 4月12日

春の全国交通安全運動の実施について 4/6~4/15（重点項目の周知）

乗車中旅客の安全を確保する為の留意事項

2022年度の脳ドック検診、SAS検診について計画

新入社員の教育について等を協議（教育マニュアル見直し・基本運転マニュアルの見直し）

危険個所の調査把握

新型コロナウイルス感染対策の現状について

② 5月9日

健康診断予定確認（5月・12月・2月）及び健康管理と重要性について

適正診断の実施

連節バス運転士育成指導計画

乗合バスダイヤでの問題点

③ 6月9日

連節バスでの乗り方教室開催計画

④ 7月7日

夏の交通安全県民運動について 7/11~7/20（重点項目の周知）

ヒヤリハット、班別 KYT レポート作成 目標の設定

サービス向上月間 添乗指導強化（旅客の乗降する時の安全確保）

⑤ 8月16日

車両美化月間

EV 車両導入及びモバイルアイ設置予定について

運行管理の再徹底と適切な運行管理体制の重点点検指導について

⑥ 9月12日

秋の全国交通安全運動 9/21~9/30（重点項目の周知）

自動車点検整備推進運動 9月1日~9月30日

⑦ 10月5日

新型コロナウイルス対策及びインフルエンザ予防対策について

⑧ 11月16日

年末の交通安全県民運動 12月1日~12月10日（重点項目の周知）

新人教育及び貸切乗務員教育の追加項目

高速運転教習について 11月26日

⑨ 12月12日

年末年始輸送等安全総点検 12月10日~1月10日の実施

特定保健指導・深夜勤務者健康診断受診について。

⑩ 1月11日

高速道路走行・雪道走行・チェーン脱着訓練実施（1月7日）の報告

年末年始輸送等安全総点検に関する総括・積雪時のパトロールについて

貸切バスにおけるデジタコ及びドライブレコーダーを使用した指導

⑪ 2月8日

健康管理対策の強化（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）生活習慣病予防
健診の実施について

EV実証運行について

⑫ 3月2日

2023年度の車両計画及びダイヤ改正・新型コロナウイルスのマスク対策・健康
診断の結果と管理について

EVバス実証運行状況について

（運行管理者会議）

目標「余裕を持った乗降と安全輸送」安全・安心を第一に職務遂行

毎月1回運行管理課長を長に運行管理者全員が参加し、具体的な事故防止対策
及び事故発生状況の解析並びに実施推進事項を定め、乗務員への周知徹底を
図りました。

本年度は新型コロナウイルス拡大防止対策についても、都度協議を重ねること
としました。

(事故防止委員会)

運行管理課長を長に、当社及び運輸業界で発生した事故や違反を教訓として再発防止の対策を検討し、事故防止の徹底を図りました。

(貸切乗務員・乗合乗務員会)

貸切・乗合乗務員が参加し、健康管理特に「新型コロナウイルスとインフルエンザ」と事故防止に対する意思の徹底を図りました。

(職場巡視の実施)

通常の仕事場巡視に加えて、社長及び役員並びに労働組合役員による職場巡視を2022年7月・11月・12月に行い、職場の環境と輸送の安全に関する取り組み状況等を、現場の管理者に事情聴取及び視察を行い確認しました。

(4) 輸送の安全に関する取り組み事項

① 管理職による点呼の立ち合いを実施しました。(50回実施)

年4回の交通安全期間中及び年末年始の輸送安全等総点検期間中に役員及び管理職による点呼の立ち合いを実施し、確実な点呼が執行されているかを確認すると共に指導を実施しました。

② 運行管理者による添乗指導を行いました。

③ 2023年1月31日に社内監査を実施しました。

(5) 安全に関する教育及び研修の実施

① 個別面談

「安全の確保」「規則の順守」「地域社会からの信頼」「健康」について適正診断及び健康診断後に順次個別に面談し、安全意識の向上と新型コロナウイルス拡大防止の徹底について指導を行い、コミュニケーションを図りました。

② 法令順守の向上(74人)

三重県の主催する無事故・無違反チャレンジ123に全員が参加しました。全社員の運転免許記録証明書を取得し、安全意識の向上を図りました。

③ 運転適性診断の実施

運転士に対して、独立行政法人自動車対策機構が実施する適性診断・適齢診断を受診しました。

④ 運行管理者講習及び整備管理者講習の受講

運行管理者及び補助者に対して独立行政法人自動車対策機構が実施する一般講習・基礎講習を受講・整備管理者専任前・選任後の講習を受講しました。

⑤ 年4回の交通安全週間及び添乗指導月間2月1日～2月28日を定め防衛運転の

徹底と安全運転の指導を行いました。

- ⑥ デジタコ・ドライブレコーダーによる運行管理と安全運転の指導を実施しました。
- ⑦ 1月7日チェーン脱着訓練及び雪道走行訓練を実施しました。岐阜県高山市荘川町にて実施しました。
- ⑧ 防衛運転に関する取り組み
年4回の交通安全運動期間及びセイフティーライト点灯期間中のデイライトオン運動を実施しました。なお、乗合バスはデイライト取り付けており、通年において実施しております。
- ⑨ 健康管理の徹底
定期健康診断及び生活習慣病予防健診に基づいた追跡調査の継続と個人面談を活用して健康に起因する事故の防止を図っています。また、定期的に保健師より生活習慣病の個別指導を受けました。
- ⑩ 新型コロナウイルス・インフルエンザ対策の徹底を図りました
- ⑪ 2月15日県警と合同にてバスジャックテロ訓練を実施しました。
- ⑫ 2月15日～17日茨城県自動車安全運転センター安全運転中央研修所にて運転教習1名参加しました。
- ⑬ 3月7日・17日四日市北消防署講師による救命講習実施しました。

3. 輸送の安全に関する予算の実績（2022年4月～2023年3月）

（1）安全に関する投資

① 乗合バス2両購入	58,000 千円
② EVバス1両購入	45,000 千円
③ 運転支援システムモービルアイ6両設置	4,200 千円
④ 健康管理・乗務員台帳システム導入	4,500 千円
⑤ IP無線更新	6,000 千円
合計	117,700 千円

2023年度運輸安全マネジメントに関する取組について

2022年度に取り組んだ内容を総括し、本年度も経営理念の第一に安全の確保を掲げ、以下のとおり全社員が一体となって、安全輸送に取り組んでまいります。

●2023年度の取組みについて（2023年4月～2024年3月31日）

1. 輸送の安全に関する基本方針

安全の確保は全てにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかを監視し、安全性の向上を追求します。

そのために、わたしたちは、「安全の確保」「法令・規則の遵守」「信頼と快適」を使命とし、社会に貢献するため、以下の事項に全力で取り組みます。

- (1) 安全の確保はすべてにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかどうかを監視し、安全の向上に努めます。
- (2) 法令、規則の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件です。安全規範に従い責任を持って職務を遂行し、安全最優先を徹底します。
- (3) 常に安全意識を高く持ち、危険要因の排除に努め、必要に応じて改善処置又は予防措置を講じます。
- (4) 安全に関する教育及び研修並びに訓練に関する具体的な計画を策定します。
- (5) 事故、災害が発生した場合は、人命救助を最優先に行動し、速やかに定められた連絡体制に基づき、被害の拡大を防止及び早期回復を図ります。
- (6) 安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 2023年度の取組みについて

(1) 輸送の安全に関する目標

	重大事故	交通事故	内訳
	結果	結果	
2022年度	0件	4件	人身・対物接触事故
2023年度	0件	0件	

(2) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ① 輸送の安全に関する組織図（別紙）
- ② 事故、災害に関する報告系統図（別紙）

(3) 輸送の安全に関する重点施策

安全統括管理者を委員長とする部内運行助役以上で構成される管理者会議を毎月1回開催し、事故防止対策、重点目標を策定します。その重点目標を基本とし、運行管理者会議を毎月1回開催し、各営業所に徹底を図ります。また、添乗指導、乗務員研修会、整備講習会、個人面談、外部講習、内部監査を通じて安全教育を行い輸送の安全の徹底を図ります。

なお、緊急性のある事項については、都度会議を開催し対策を図ります。

(管理者会議)

目標「安全 安心 快適」良い習慣は良い結果を生む

- ① 4月
乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項の周知徹底
- ② 5月
春の全国交通安全運動 5月11日～5月20日（重点実施事項の周知）
事業用自動車の構造上の特性・車両の特性・故障時の対応など（整備講習など）乗務委員会・乗務員グループ会議（事故防止勉強会・KYT トレーニング）
ドライブレコーダーの記録を活用した運転者の運転特性に応じた運転指導
ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有
飲酒運転撲滅宣言書の作成と飲酒に関する聞き取り調査
- ③ 6月
交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処法
労働災害防止についての研修
- ④ 7月
夏の交通安全県民運動 7/11～7/20（重点実施事項の周知）
旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑤ 8月
サービス向上月間・添乗指導強化月間
危険の予測及び回避ならびに緊急時における対応方法
車両美化強化月間
- ⑥ 9月
秋の全国交通安全運動 9/21～9/30（重点実施事項の周知）
運転者の運転適性に応じた安全運転（適性診断後の助言と指導）
繁忙期の健康管理と指導・過労防止対策
（繁忙期の労働時間など勤務管理と適切な運行管理体制の重点点検と指導）
- ⑦ 10月
健康管理の重要性（健康管理・疾病と服薬の把握・勤務内容の確認）
異常気象時における対処方法

- ⑧ 11月
主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通状況の確認
インフルエンザ予防対策の実施（予防接種の推進と手洗い・うがい・マスクの着用等）
- ⑨ 12月
年末の交通安全県民運動 12/1~12/10（重点実施項目の周知）
年末年始輸送等安全総点検運動 12/10~1/10 の実施
事業用自動車を運転する場合の心構え
- ⑩ 1月
年末年始輸送等安全総点検に関する総括
スキーバス研修の実施（1年目~3年目運転士を対象）
非常用信号器具・非常口・消火器の取扱い（緊急時・災害時訓練など）
- ⑪ 2月
健康管理対策の強化（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）生活習慣病予防健診の実施等
自動車安全運転センター安全運転中央研修所（茨城県）1名参加
- ⑫ 3月
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項の周知
高齢者乗務員特別健康管理面談
乗務員個別面談

（運行管理者会議）

目標 安全輸送の原点「基本動作の励行」

毎月1回運行管理課長を長に運行管理者全員が参加し、具体的な事故防止対策及び事故発生状況の解析並びに実施推進事項を定め、乗務員への周知徹底を図ります。
自動車運転士の労働時間の管理と健康管理。

（事故防止委員会）

運行管理課長を長に、当社及び運輸業界で発生した事故や違反を教訓として再発防止の対策を検討し、事故防止の徹底を図ります。

（貸切乗務員・乗合乗務員会）

貸切・乗合乗務員が参加し、健康管理と事故防止に対する意思の徹底を図ります。

(職場巡視の実施)

社長及び役員並びに労働組合役員による職場巡視を年2回(7月・12月)に行い、職場の環境と輸送の安全に関する取り組み状況等を、現場の管理者に事情聴取及び視察を行い確認します。巡視後、労使による総括を行い、評価と対策を図ります。

(4) 輸送の安全に関する取り組み事項

- ① 旅行会社と合同で異常時の対策訓練を実施します。
- ② ドライブレコーダーを活用した教育指導をおこないます。
- ③ 管理職による点呼の立ち合いを実施します。(50回実施)
年4回の交通安全運動期間中及び年末年始の輸送安全等総点検期間中に役員及び管理職による点呼の立ち合いを実施し、確実な点呼が執行されているかを確認すると共に指導を実施します。
- ④ 社内監査を実施します。

(5) 安全に関する教育及び研修の実施

- ① 乗務中の旅客の安全を確保するための留意事項「安全の確保」「規則の順守」などについて確認研修を実施します。
- ② 旅客が乗降する場合の安全の確保するために留意する事項の確認研修を実施します。
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらの対処方法について確認します。
- ④ 三重県の主催する無事故・無違反チャレンジ123に全員が参加します。
全社員の運転免許記録証明書を取得し、安全意識の向上を図ります。
- ⑤ 運転適性診断の実施
運転士に対して、独立行政法人自動車対策機構が実施する適性診断・適齢診断を受診します。
- ⑥ 運行管理者講習及び整備管理者講習の受講をします。
運行管理者及び補助者に対して独立行政法人自動車対策機構が実施する一般講習・基礎講習を受講・整備管理者専任前・選任後の講習を受講します。
- ⑦ 年4回の交通安全週間及び添乗指導月間2月1日～2月28日を定め防衛運転の徹底と安全運転の指導を行います。
- ⑧ デジタコ・ドライブレコーダーによる運行管理と安全運転の指導を実施します。
- ⑨ チェーン脱着訓練及び雪道走行訓練を実施します。
- ⑩ 防衛運転に関する取り組み
年4回の交通安全運動期間及びセイフティライト点灯期間中のデイライトオン運動を実施します。なお、乗合バスはデイライト取り付けており、通年において実施します。

⑪ 健康管理の徹底

定期健康診断及び成人病検査に基づいた追跡調査の継続と個人面談を活用して健康に起因する事故の防止を図ります。また、定期的に保健師より成人病の個別指導を受けます。

⑫ 脳ドック健診及び SAS 健診を各 30 名受診します。

3. 輸送の安全に関する投資計画 (2023 年 4 月～2024 年 3 月)

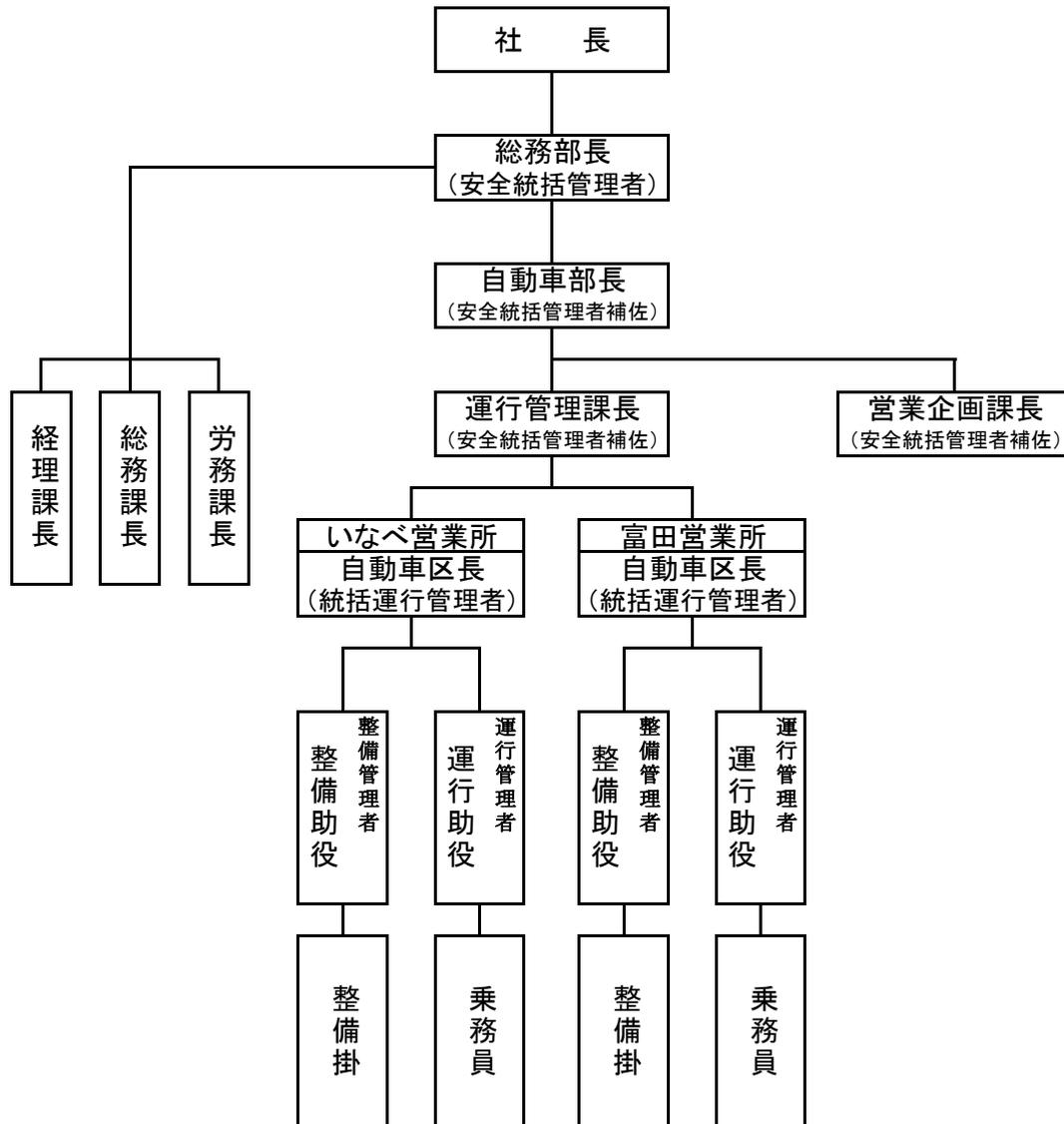
(1) 安全に関する投資

① EV バス 1 両購入	50,000 千円
② 乗合バス 1 両購入	31,000 千円
③ 契約輸送車両購入	32,000 千円
④ 運転支援システムモバイルアイ 6 両設置	5,400 千円
合計	118,400 千円

以上

三岐鉄道株式会社自動車部安全管理体制図

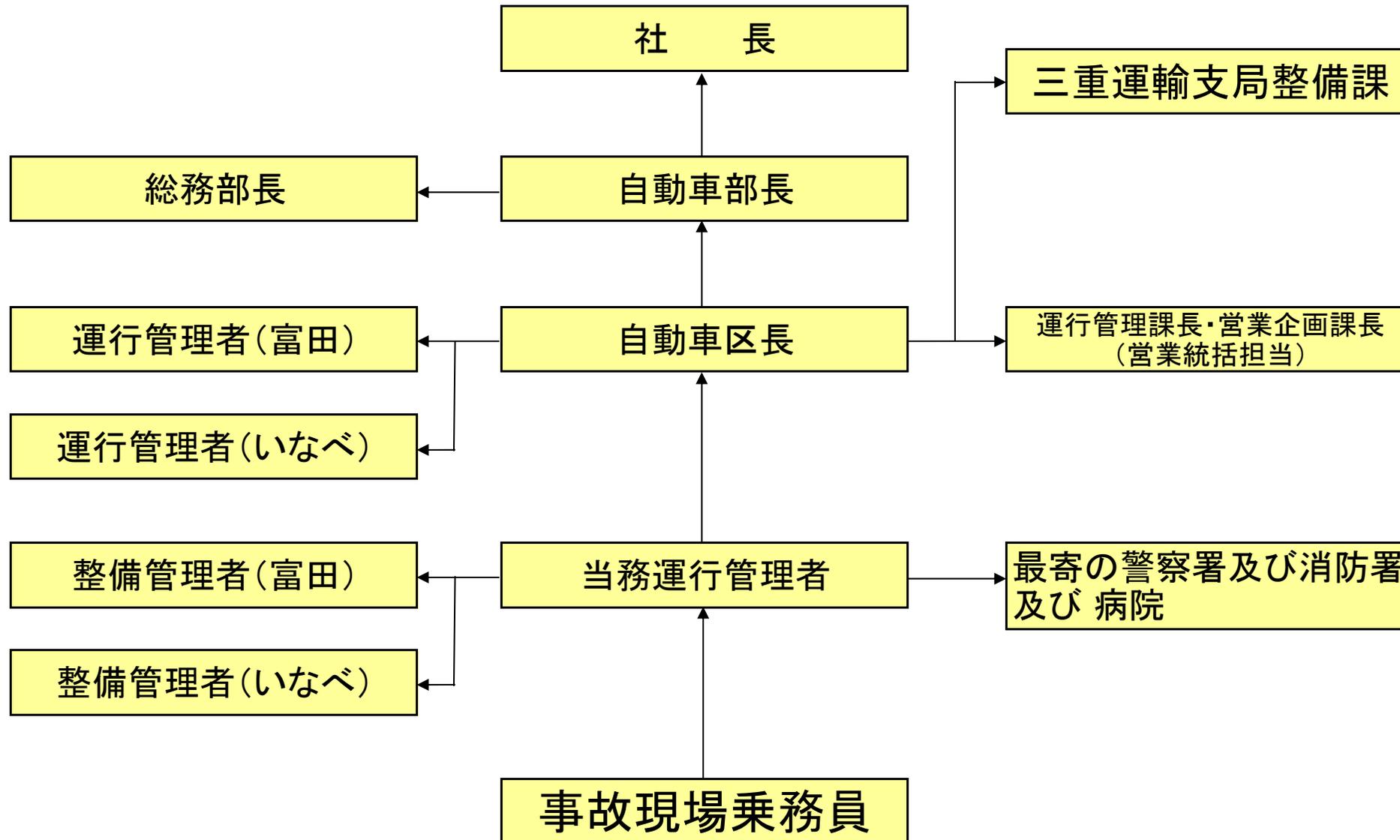
2022年6月27日現在



役職	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
総務部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理し、必要な社内体制(資金・要員)を整備し、監査する
自動車部長 (安全統括管理者補佐)	輸送の安全の確保に関する業務において安全統括管理者を補佐する
運行管理課長 (安全統括管理者補佐)	輸送の安全の確保に関する業務において安全統括管理者を補佐する
営業企画課長 (安全統括管理者補佐)	輸送の安全の確保に関する業務において安全統括管理者を補佐する
自動車区長・副長 (統括運行管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運行業務に関する事項を統括する
運行助役 (運行管理者)	統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する
整備助役 (整備管理者)	車両管理に関する事項を統括する

三岐鉄道株式会社自動車部緊急連絡体制

2022年6月27日現在



安全管理規程

三岐鉄道株式会社

自動車部

安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を
定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所内の運行管理者を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所内運転士を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困

難になったとき。

- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の

経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則 本規定は2007年 4月1日に制定実施する。なお従前の「安全管理規程」は廃止する。

本規定は2018年10月1日に制定実施する。なお従前の「安全管理規程」は廃止する。